## 子育で短期支援事業をご利用される方へ

現在、本市は児童養護施設と標記事業の契約をしていますので、利用できるお子様は、原則、2歳以上18歳未満です。(2歳未満児の場合は、事前にご相談ください。)

★ 利用できる施設は ・川内精舎(せんだいしょうじゃ)

TEL0996-22-5703

慈恵学園(じけいがくえん)

TEL0996-37-2034

大村報徳学園(おおむらほうとくがくえん) TELO996-55-0034 の3施設です。

## 1 トワイライトステイ事業

仕事の都合などで帰宅が一時的に遅くなり、児童(2歳以上18歳未満)に対する生活指導や家事の面で困難を生じている場合に、その児童を午後10時までお預かりするサービスです。

① 利用時間 午前8時~午後10時までの時間帯で、原則8時間以内の利用です。

利用施設での食事は1回を原則とします。

(利用パターン例)

A:8時~17時(昼食1回) B:14時~22時(夕食1回)

② 利用料金 生活保護世帯 〇円

(1回あたり) 市町村民税非課税世帯及び母子・父子世帯 300円

市町村民税課税世帯 750円

③ 準備するもの

ア 着替え 1回分(オムツが必要なお子さんは数枚準備ください)

イ 保険証(必要に応じて)

ウ その他(利用施設に御確認ください)

## 2 ショートステイ事業

保護者が疾病、出産、看護、事故、災害などにより、家庭での養育が一時的に困難となった児童を 一定期間お預かりするサービスです。

- ① 利用機関 1泊2日~6泊7日が原則です。
- ② 利用料金 生活保護世帯 〇円

(1日あたり) 市町村民税非課税世帯及び母子・父子世帯 1,000円

市町村民税課税世帯 2,750円

③ 準備するもの

ア 着替え 宿泊日数に応じて(オムツを含む)

- イ ハブラシ、コップなど
- ウ 保険証(必要に応じて)
- エ その他(利用施設に御確認ください)

## 3 注意事項

- ① 利用日の一週間前までに、本庁子育て支援課へ利用申請書を提出してください。
- ② お子様の体調等については、預ける際に、確実に施設職員へ伝えてください。
- ③ 施設の事情により、利用できない場合があります。









